

## 感染症による出席停止について

## 出席停止(学校保健安全法 第19条)

校長は、感染症にかかっており、かかっておる疑があり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

## 1 学校において予防すべき感染症の種類 (学校保健安全法施行規則 第18・19条)

種類	出席停止の期間の基準
エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, パスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(SARS コロウイルス), 鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し, かつ, 解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し, かつ, 症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により, 学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症	

ただし、第2種の基準で、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

## 2 学校への報告の手続きについて

感染症による出席停止は、必ず証明が必要です。本校の診断証明書(裏面)を医療機関で記入していただくか、または感染症を証明できる書類(検査結果・処方箋など)を担任にご提出ください。診断証明書は、入学のしおり、学校のホームページからダウンロードできます。また、ご不明な点がございましたら学校までご相談ください。

関係医療機関の長 殿

鹿児島玉龍高等学校長

出席停止(公欠扱い)に関わる診断証明書について(依頼)

貴院において受診した本校生徒ですが、診断結果が感染症の場合、出欠の扱いに配慮する必要がありますので、下記「診断証明書」に必要事項を記入の上、押印して下さるようお願いいたします。

**診断証明書**

診断の結果は、次のとおりです。

- 1 受診者名
- 2 診断名
- 3 診断日 令和 年 月 日
- 4 登校日 月 日から登校しても差し支えありません。
- 5 その他(留意事項)がありましたら、ご記入ください。

(留意事項)

令和 年 月 日

医療機関 住所

医療機関名

氏名

印

保護者へ

感染症にかかったとき医療機関で記入していただき、担任にご提出ください。

担任 → コピー保健室